

税関様式関係通達（記載要領）改正

新	旧
<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C 5020)</p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。 なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達25_7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物がシンガポール税率、<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>（関税法基本通達3_2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。以下同じ。）を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「F」を記載する。<u>ただし、メキシコ税率又はマレーシア税率</u>のうち、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）又は<u>経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定</u>に基づく<u>関税割当制度に関する政令</u>（平成18年政令第195号）に基づき、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）附属書第1の日本国の表又は<u>経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定</u>（平成18年条約第7号）附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別番号「K」を記載する。</p> <p>「税率」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従つて、「基」（基本税率をいう。）「協」（協定税率（関税法基本通達3_2（条約に基づく税率の適用）の(1)に規定する税率をいう。）<u>便益税率</u>、<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>及び<u>マレーシア税率</u>をいう。）「特」（特惠税率をいう。）又は「暫」（暫定税率をいう。）のいずれかの下の枠内に×印を記する。</p>	<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C 5020)</p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。 なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達25_7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物がシンガポール税率<u>又はメキシコ税率</u>（関税法基本通達3_2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。以下同じ。）を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「F」を記載する。<u>ただし、メキシコ税率</u>のうち、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国こと間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）に基づき、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）附属書第1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別番号「K」を記載する。</p> <p>「税率」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従つて、「基」（基本税率をいう。）「協」（協定税率（関税法基本通達3_2（条約に基づく税率の適用）の(1)に規定する税率をいう。）<u>便益税率</u>、<u>シンガポール税率</u>及び<u>メキシコ税率</u>をいう。）「特」（特惠税率をいう。）又は「暫」（暫定税率をいう。）のいずれかの下の枠内に×印を記する。</p>